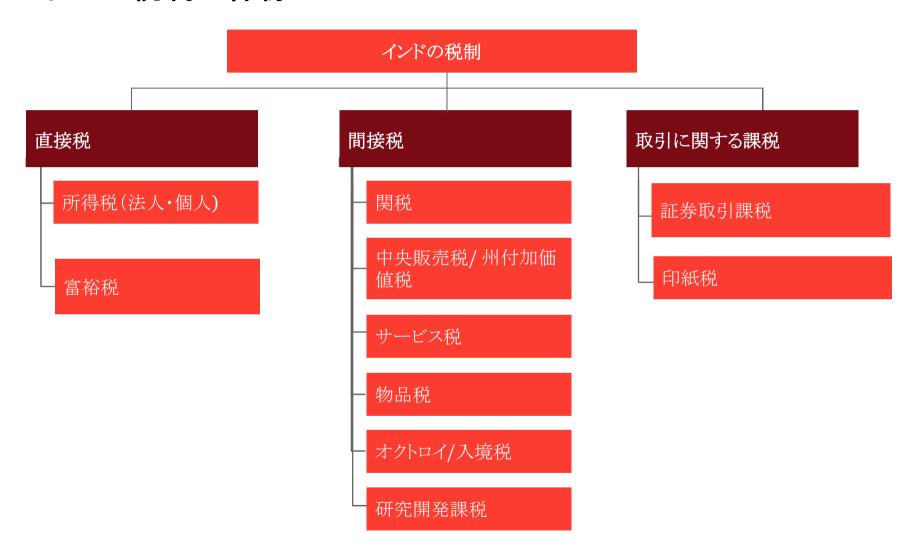
バンガロール日本商工会 第2回税務労務委員会 インド税制の基礎 2015年8月19日 PricewaterhouseCoopers Pvt Ltd アソシエイトディレクター 公認会計士 黒柳 康太郎



目次

- 1. インド税制全体像
- 2. 法人所得税
- 3. 個人所得税
- 4. 移転価格税制
- 5. 間接税
- 6. インドの訴訟プロセス

インド税制全体像



PwC

法人所得税 - 概要

- 統一の税務年度 (4月1日から3月31日まで)
- 連結納税は適用外
- 過少資本税制は適用外
- ロイヤリティ、テクニカルサービス、利息の 源泉ルールに基づく課税
- 居住者および非居住者に対する事前照会 制度
- 税務上の繰越欠損金8年
- 税務上の減価償却

	外国企業	内国企業
法人税率	43.26%	34.61%
配当分配税	-	20.93%
最低代替税	21.34%	21.34%

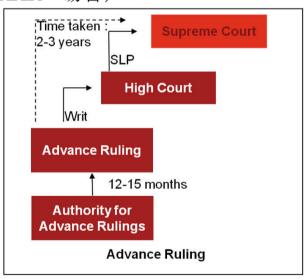
法人所得税の最近の変更点

- 設備投資に対する15%の所得控除
 - ✓ 適用期間は3年間(2014年4月1日から2017年3月31日)
 - ✓ 最低投資額は1事業年度当り2億5千万ルピー
- ワークマンの新規雇用50名以上の場合に税金優遇措置
- 新規に導入した機械等に対する20%の割増償却が製造業や電力業で 認められている
- Andhra Pradesh州及び Telangana州のうち開発の遅れている地域での新規設備投資についてはさらなる設備投資の特別所得控除

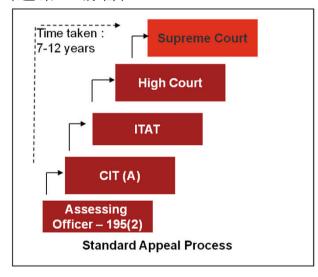
法人所得税の最近の変更点

- 従来、事前相談制度(AAR)は外国法人のみ利用可能⇒今後は内国法人 も利用可能
- 直接税、間接税についてAARの利用が可能

(AARの場合)



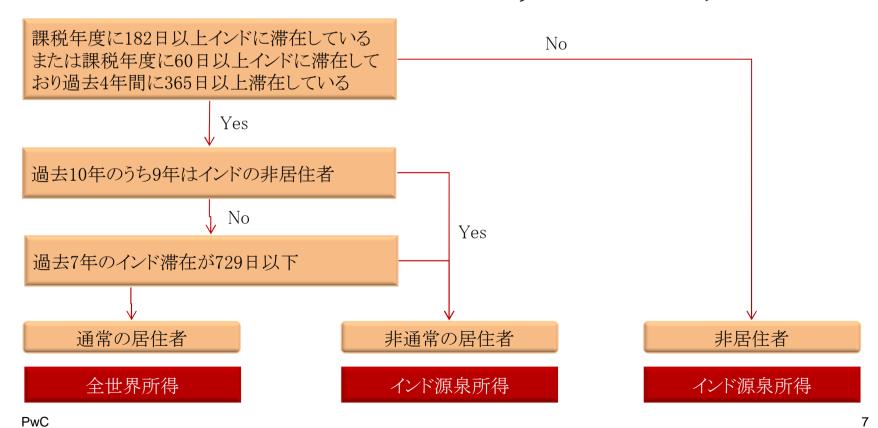
(通常の場合)



• 利用可能時期、AARの拡充等については今後政府より公表予定

個人所得稅 – 概要

- 統一の税務年度 (4月1日から3月31日まで)
- 日印租税条約15条ではある一定の条件の下、インドの滞在が183日を超えない場合は免税
- インド国内法に基づく判定基準(国内法による免税は90日を超えない場合)



個人所得税 – コンプライアンス

- 雇用者のコンプライアンス
 - -納税者番号(PAN)の取得
 - -個人所得の納税
 - -個人所得の申告

- 雇用主のコンプライアンス
 - -納税者番号(PAN)の取得と源泉所得番号(TAN)の取得
 - -月次の源泉所得の徴収と支払
 - -四半期毎の源泉所得の申告
 - -源泉徴収票の発行

個人ビザ関係 –概要

- 雇用ビザでインド滞在する場合
 - -雇用ビザの有効期間が180日を超えるとき
 - -インドの実際の滞在期間の
 - -到着から14日以内に外国人登録オフィスに登録
- ビジネスビザでインド滞在する場合
 - -ビジネスビザの有効期間が180日を超えるとき
 - -1回の滞在で180日を超える期間インド滞在が見込まれる
 - -180日の期限到来前に外国人登録オフィスに登録

個人所得税の最近の変更点

- Wealth-taxの廃止
 - 個人所得税の申告書で資産公開を求める予定
- 所得が1千万ルピー超の場合におけるサーチャージの2%引き上げ
- Black moneyを取り締まる法律により海外資産の隠匿に対して厳罰化
- 税率は累進課税となっており以下の通り

所得金額	税率		
25 万まで	0%		
50万まで	10%		
100万まで	20%		
1000万まで	30%		
1000万以上	34.608%		

移転価格税制 - 概要

- 関連当事者間のクロスボーダー取引について移転価格税制が適用
- 年間で3,500件以上の移転価格の税務調査 → 50%以上のケースで更正通知
- 税務訴訟で約700件の 結審, いまだ多数の未解決
- 事前確認制度(APA) (ユニラテラル, バイラテラル, マルチラテラル)が2012年9月 に制度化
 - 550件以上の申請が過去3年間でファイリング完了
 - 5件のユニラテラルAPAが過去12ヶ月以内で承認 → 世界で最も早い
 - 税務当局は友好的な関係でAPA交渉を期待
- 2013年3月期より特定の国内取引(2億ルピー以上)についても移転価格税制の対象
- セーフハーバールールが2013年9月に制度化 → 2013年3月期より適用可能

インドの移転価格の状況

- TP Week はインドを移転価格の難しい国No1に指定
- 追加のTPの更正は過去7年で180億USドル
- 公表された直近07-08年の更正は90億USドル

【更正件数と金額の推移】

会計年度	移転価格 調査数	更正件数	%	更正金額 INR (単位:10億)	更正金額 USD (単位:10億)
2001-02	1061	239	23	12.2	0.2
2002-03	1501	337	22	22.87	0.5
2003-04	1768	471	27	34.32	0.7
2004-05	1726	670	39	61.4	1.2
2005-06	1830	813	44	109.08	2.2
2006-07	2301	1138	49	232.37	4.6
2007-08	2638	1343	52	445.31	8.9

^{*} インド金融庁 'White paper on black money" より抜粋 PwC

インドの移転価格のコンプライアンス

- 移転価格の会計士証明(3CEB)
- 移転価格の妥当性について、外部の会計士により証明を受ける
- 移転価格の文書化(Documentation)
- 移転価格の妥当性について、OECDガイドラインに基づき文書化する

考慮事項

- 最低限、上記のコンプライアンスを遵守する
- 文書化に必要なエビデンスを準備しておく
- 継続して営業損失が発生している場合は、移転価格に関する更正のリスクが相対的に高くなる傾向にある為、個別の取引ごとに移転価格の妥当性を疎明する手法も検討すべきと考えられる

事前確認制度(Advance Pricing Agreements)

事前確認制度 (APA) の紹介

初年度146社中5社が承認

1. APA事前相談フェーズ

2. APA申請書類の提出

3. 協議

4. APAの合意

匿名でも可能

無料で実施

所定の申請書類で申請

ユニラテラルかバイラテラルか

手数料の支払い

3月末までに申請

質疑応答

会社訪問

APA草案の共有と意見交換

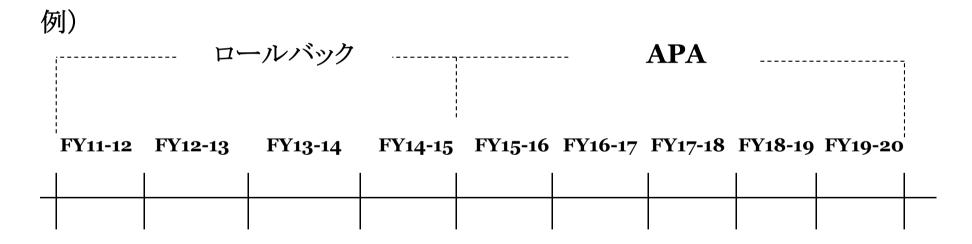
簡易な年次報告書

前提条件の変更の有無の記載

年次報告書提出後の簡易な調査

移転価格制度の最近の変更点

- APAのロールバックの導入
 - ✓ 2014年10月1日以降に合意したAPAより適用
 - ✓ APAの適用年度以前4事業年度に適用(合計9事業年度カバー)
 - ✓ ロールバックの実務上の手続き等は今後政府より通知予定



間接税 - 概要

中央政府

- 関税 10%*
- 相殺関税/物品税 (製造業) 12.5%
- 追加関税 4%
- サービス税 14.00%

州政府

- 中央販売税 (CST) 2%
- 州付加価値税(VAT) 4% から 5.5% / 12.5% から 15.5%
- 入境税 通常は州付加価値税と同一レート。州ごとに異なる税率

地方当局

• オクトロイー州ごとに異なる税率

• 基本関税のレート。10%の基本関税が課される場合の実効税率は約28%。

関税の計算

税務項目	税率	相殺の可否
CIFの価値	100	
Basic Custom Duty (BCD) (基本 関税) @ 10%	10	コスト
小計	110	
Countervailing Duty (CVD) (相殺 関税) @ 12.5%	13.75	製造業の場 合は相殺可
小計	123.75	
Special Additional Duty SAD (特 別追加関税) @ 4%	4.95	相殺可
合計	128.7	

関税率

28.7

間接税の最近の変更点

- GSTの導入時期の明言:2016年4月1日からの導入を目標
- サービス税の基本税率を今後12%から14%にし、2%の教育税及び1%の 二次高等教育税を廃止(2015年6月1日から)
- サービス税に2%のSwachh Bharat Cessが導入される予定
 - その結果、サービス税の税率は16%?
- 物品税の基本税率を12%から12.5%にし、2%の教育税及び1%の二次 高等教育税を廃止(2015年3月1日より)
- 各種間接税のペナルティの明確化
- 輸出拡大に伴う免税制度などの拡充

Goods and Service Tax (GST) - 想定概要

GSTの枠組みに入る税金

- 国税
 - 相殺関税
 - 特別追加関税
 - 物品税
 - サービス税
 - 中央売上税
 - 物の販売やサービスに係る付加税

- 州税
 - 州付加価値税
 - オクトロイや贅沢税などの州税

GSTの枠組みから外れる税金

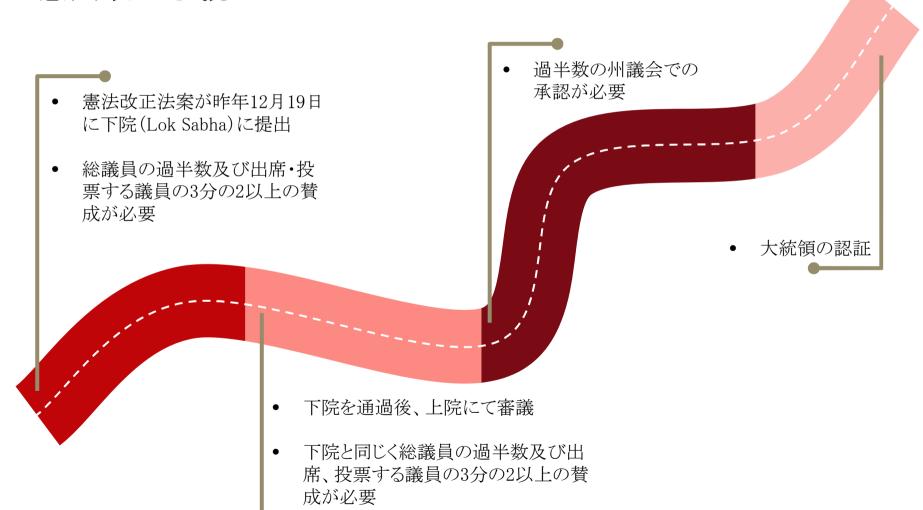
- 基本関税
- 印紙税

- 電気に係る税金
- 酒税

Goods and Service Tax - 導入への手続

憲法改正手続

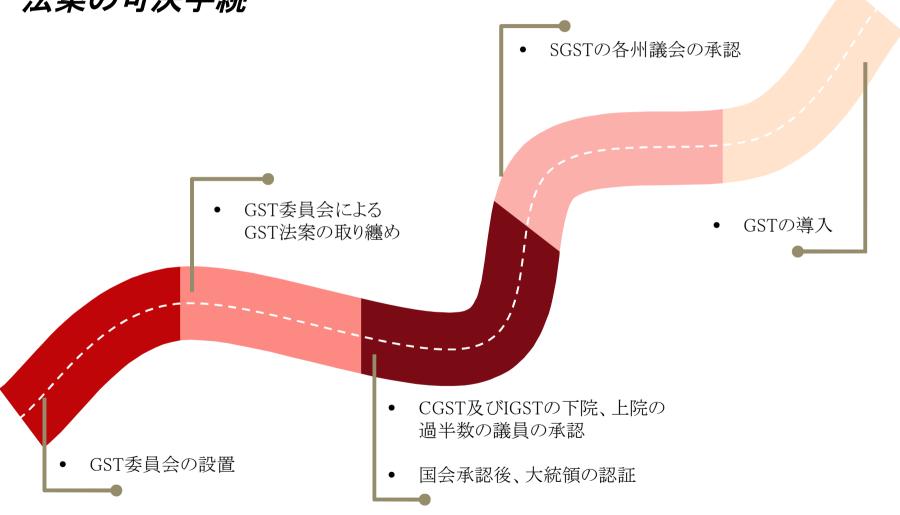
PwC



20

Goods and Service Tax - 導入への手続

法案の可決手続



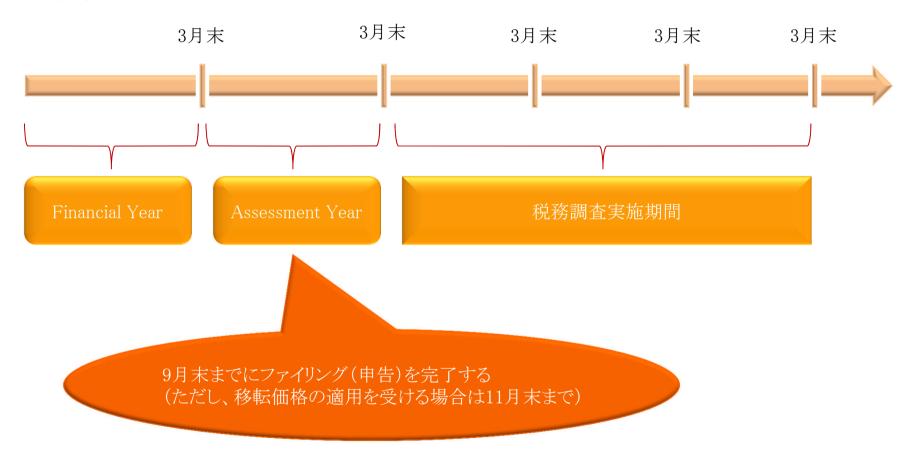
税制~コンプライアンス

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法人税	予定納付			15日			15日			15日			15日
	確定納付						30日		30日*				
	申告						30日		30日*				
	予定納付						15日			15日			15日
個人所得稅	確定納付				31日								
	申告				31日								
源泉税	納税	30日	7日	7日	7日	7日	7日						
がポットイエ	申告		15日		15日			15日			15日		
│ │物品税	納税	5日	5日	5日	5日	31日							
初四个元	申告	10日	10日	10日	10日	10日							
サービス税	納付	5日	5日	5日	5日	31日							
リーレへ杭	申告	25日						25日					
州VAT	納付	20日	20日	20日	20日	20日							
	申告	20日	20日	20日	20日	20日							
中央売上税	納付	20日	20日	20日	20日	20日							
	申告	20日	20日	20日	20日	20日							

^{*}移転価格証明がある場合は11月30日が期限となる

PwC 22

インドの訴訟プロセス ~税務申告と調査までの流れ~

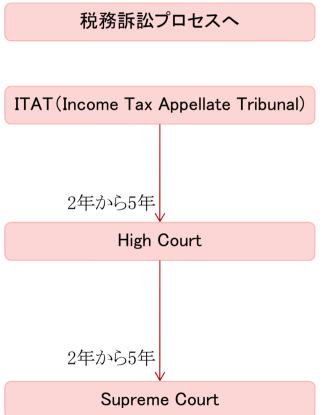


*但し、特定のケースにおいては、税務調査期間は例外的に3年まで延長することができる。

インドの訴訟プロセス ~税務更正と不服申し立て~



インドの訴訟プロセス ~税務更正と不服申し立て~



プロセス	メリット	デメリット				
DRPプロセス	・更正金額の一定割合 の資金について9ヶ月 間のFinal Orderまで留 保できる ・早期に訴訟プロセスに 進むことができる	・現時点では 9 ヶ月という 限定された期間であるこ ともあり、納税者に有利 な判断が行われるケー スが少ない				
CIT(A)プロセス	・時間がかかるが納税 者に有利な判断が行わ れるケースも多い	・Draft Orderを受領して からFinal Orderになった 後、更正金額の一定割 合の資金を支払わなけ ればならない				

PwC

ご清聴ありがとうございました



© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.